

令和3年第11回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年11月10日(水) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)  
古城 義郎 (副会長)  
尾上 光洋  
田上 慎一  
濱田 陽子  
丸木 義寛  
濱崎 仁道  
畑田 香織  
松岡 秀一  
上田 清史  
福田 榮一  
大園 正道  
齊藤 健  
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔  
次長 田中 雅之  
書記 坂西 正光  
書記 平田 龍朗

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員・会議書記の指名

### 第2

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第53号 事業計画変更承認申請について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第30号 農地改良届について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第32号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第33号 許可不要転用届について

### 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第11回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題6件、報告事項4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第50号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請、議案第51号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請、報告第31号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第50号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請、議案第51号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請、報告第31号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてです。

2件です。

受付番号1

（譲渡人）熊本市南区田井島三丁目の個人

（譲受人）荒尾市牛水の個人

（土地の所在地）一部の田、面積629㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。現地の状況ですが、申請地は荒れた農地で、農地の一部で果樹栽培と家庭菜園をされています。申請地では果樹とイモの作付を行う計画です。売買代金は190,000円となっております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

当案件に関連して、報告第31号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について報告します。全4件中の1件です。前件の譲受人とその母との使用貸借契約の解約通知です。解約後は前件の譲受人により耕作される計画です。

また、関連して**議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**についてご説明します。

全 8 件中 1 件です。

#### 受付番号 7

(譲渡人) 熊本市南区田井島三丁目の個人 外 1 名

(譲受人) 荒尾市牛水の個人

(土地の所在地) 一部の田、面積 43 m<sup>2</sup>

(転用目的) 通路で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地は既に譲受人の母の自宅及び議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請の受付番号 1 の農地への通路として利用されており、始末書が添付されての申請です。今後は譲受人が農地への通路として利用する計画です。通路のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は既存の排水枡に排水する計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 2

(譲渡人) 熊本市東区京塚本町の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 9.48 m<sup>2</sup> 外 2 筆 面積 579.48 m<sup>2</sup>

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

申請地は住宅街の中にある荒れた農地です。売買代金は 3 筆合計で 350,000 円となっております。

また、関連する議案として、**議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**についてご説明します。

全 1 件中 1 件です。

#### 受付番号 1

(貸出人) 熊本市東区京塚本町の個人  
(借受人) 荒尾市増永の個人  
(土地の所在地) 増永の畑、面積 1,225 m<sup>2</sup>のうち 718 m<sup>2</sup>  
(貸出理由) 労力不足  
(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、耕作されている部分と荒れている部分がある農地です。申請地は以前から当委員会へ雑草の繁茂による農地管理の相談があっておりました。一方で、貸出人は市外に住んでおり農地の管理が困難なため借受人に相談があったもので、申請地 1,225 m<sup>2</sup>のうち 718 m<sup>2</sup>について使用貸借権設定を行うものです。借受人は、前件で取得予定の農地と併せて、大根、ジャガイモ等を作付する計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請、議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請、報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

議案第 49 号 受付番号 1 及び議案第 51 号 受付番号 7

委員 現地を確認し、譲受人と立ち会いを行いました。今は荒れていますが今後耕作を行っていくとのことで問題ないと思われまます。また、通路部分の所有権移転についても、既に通路として利用されており、隣接農地への影響もなく問題ないと思います。なお、議案資料の位置図について現地の状況とずれているように見えるため再度確認をお願いします。

議長 この点について事務局から説明をお願いします。

事務局 図面に使用している住宅地図データと、当市所有の農地地図に若干のずれがあります。農地地図を優先して図面を作成しているため現地の状況と異なって見えるものですが、ご指摘のとおりわかりにくいため、次回以降、現地の

状況を踏まえた図面を作成致します。

委員 承知しました。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。

議案第 49 号 受付番号 2 及び議案第 50 号 受付番号 1

委員 申請地は周りを住宅に囲まれています。進入路も確保されており、譲受人も近くに住まれていますので適切に管理されるものと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する報告第 33 号 許可不要転用届**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する報告第 33 号 許可不要転用届**についてです。

全 8 件中 7 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 埼玉県新座市野火止一丁目の個人 外 2 名

(譲受人) 荒尾市川登の法人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 937 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場で、第 1 種農地 [例外規定の既存拡張]

現地の状況ですが、申請地は既に譲受人が営む事業所の駐車場として利用されており、始末書が添付されての申請です。今までは譲受人と譲渡人の間で口頭で貸借が行われていたものですが、今回所有権移転されるということです。駐車場のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は南西側道路側溝に排水する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人

(譲受人) 荒尾市宮内の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 297 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地は住宅に囲まれた農地で、道路との境界をコンクリートブロックで区画されています。一般住宅及び駐車場 2 台分を建設する計画です。給水は市上水道、生活雑排水・汚水は市下水道に接続、雨水は雨水枡を設置し西側及び南側の道路側溝に排水する計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 3

(譲渡人) 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目の個人

(譲受人) 荒尾市本井手の個人

(土地の所在地) 東屋形一丁目の畑、面積 180 m<sup>2</sup> 外 1 筆 面積 282 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

申請地は住宅街の中にある隣接農地との区画が整理されている農地です。一般住宅及び駐車場 3 台分を建設する計画です。給水は市上水道、生活雑排水・汚水は市下水道に排水、雨水は自然浸透する計画で、隣接農地との境界にはコンクリートブロックが設置されており営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市緑ヶ丘二丁目の個人  
(譲受人) 荒尾市野原の個人  
(土地の所在地) 川登の畑、面積 244 m<sup>2</sup>  
(転用目的) 一般住宅で、第 2 種農地

#### 受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市緑ヶ丘二丁目の個人  
(譲受人) 荒尾市川登の個人  
(土地の所在地) 川登の畑、面積 7.91 m<sup>2</sup>  
(転用目的) 宅地拡張で、第 2 種農地

受付番号の 4 と 5 は関連がありますので併せて説明させていただきます。

まず受付番号 5 についてですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。申請地の隣に居住する譲受人が住宅を建てた際に一部が申請地へ越境していたため、該当部分の所有権移転を始末書添付の上で申請されているものです。給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は自然浸透する計画で、隣接農地への営農に影響はないものです。

また、受付番号 4 については、受付番号 5 で分筆された土地の残地の一部を分筆し、一般住宅及び駐車場 2 台分を建設する計画です。給水は市上水道、生活雑排水・汚水は市下水道に排水、雨水は浸透溜枡を設置し申請地内で処理する計画です。隣接農地との境界にはコンクリートブロックが設置される計画であり、営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号 6

(譲渡人) 荒尾市野原の個人  
(譲受人) 荒尾市原万田の個人  
(土地の所在地) 野原の畑、面積 488 m<sup>2</sup>  
(転用目的) 一般住宅で、第 1 種農地 [例外規定の集落接続]

譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人の所有農地を分筆して一般住宅と駐車場 2 台分を建設する計画です。給水は市上水道、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理後、北側隣接地の譲渡人敷地の既設枡に接続し、西側にある池に排水、雨水も同様に譲渡人敷地の既設枡に接続し、池に排水する計画です。譲渡人の排水同意書が添付され、池の管理者へ口頭での合意を得ています。隣接農地への営農に



は影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

また、関連して**報告第 33 号 許可不要転用届**について報告します。本件は譲渡人が所有する農地に届出なく農業用倉庫が建設されているもので、始末書添付にて届出がなされているものです。既設倉庫の面積が農業用倉庫建設に係る許可不要転用面積の上限内に収まることを確認しています。

受付番号 8

(譲渡人) 荒尾市下井手の個人

(譲受人) 荒尾市下井手の個人

(土地の所在地) 下井手の畑、面積 447 m<sup>2</sup>

(転用目的) 駐車場及び資材置場で、第 3 種農地

申請地は以前まで荒れていた農地で、現在は草が刈られている状況です。申請地には隣接地にある譲受人の事業所の駐車場及び資材置場を建設する計画です。申請地への進入に当たっては、譲受人の所有地を通る計画です。駐車場及び資材置場のため給水、生活雑排水・汚水はなく、雨水は自然浸透とする計画で、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**及び関連する**報告第 33 号 許可不要転用届**については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

申請地は既に駐車場として利用されており、隣接農地への影響もなく問題ないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

**議長** それでは許可することに決定します。

**受付番号 2 委員**

申請地は住宅街の中にあります。道向かいに農地がありますが、営農に影響はなく問題ないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

**議長** それでは許可することに決定します。

**受付番号 3 委員**

申請地は住宅街の中にある農地です。隣に農地がありますが境界にコンクリートブロックを設置されており問題ないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

**議長** それでは許可することに決定します。

**受付番号 4、5 委員**

受付番号 5 については既に石積みが設置されており隣接農地への影響はなく、受付番号 4 の住宅建設についても特段問題はないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ）—

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号6 委員

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人が所有する土地の一部を転用するものですので問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号8 委員

申請地は管理された農地です。隣接農地への影響はなく問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連する議案第53号 事業計画変更承認申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連する議案第53号 事業計画変更承認申請についてです。

2件です。

受付番号1

(貸出人) 荒尾市荒尾の個人

(借受人) 福岡県福岡市中央区大名一丁目の共同企業体

(土地の所在地) 荒尾の田、面積1,311㎡

(転用目的) 仮設駐車場で、農振農用地の一時転用

借受人は公共施設建設事業を請負う共同企業体で、建設作業の際に使用する仮設駐車場として申請地を借り受ける計画で、契約期間は2年11か月、賃料は年100,000円となっております。申請地は農振農用地ですが、許可後3年以内に現状回復を行う旨を確認し、農振担当課にも問題がない旨を確認済みです。借受人に対しては申請地の隣接農地を駐車場に一時転用することについて許可をしておりましたが、建設事業の進展に伴い駐車場の確保が困難になったことから本申請に至ったものです。仮設駐車場のため、給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は東側水路に排水する計画で、現在、当水路を利用している利用者の排水同意書が添付されています。隣接農地の営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

当案件に関連して、**議案第53号 事業計画変更承認申請**について説明いたします。

全1件中の1件です。

#### 受付番号1

(申請人) 福岡県福岡市中央区大名一丁目の共同企業体

(土地の所在地) 荒尾の田、面積724㎡ 外2筆 面積2,415㎡

事業計画変更の内容は、既に転用許可をしている農地の借受期間の延長及び議案第52号の受付番号1を事業面積に加えたことによる駐車台数の変更で、駐車台数が30台から100台へ変更されています。

#### 受付番号2

(貸出人) 荒尾市一部の個人

(借受人) 荒尾市一部の法人

(土地の所在地) 一部の田、面積652㎡

(転用目的) 車両置場で、第2種農地

申請地は、平成13年ごろから車両置場として使用されており始末書が添付されているの申請です。契約期間は15年間で賃料は月100,000円となっております。なお、隣接する貸出人の所有農地も本申請と同一事業地として使用されている

状況であるため別途農地法第 5 条に基づく申請がなされておりますが、申請締切の都合上、次回定例会においてご審議いただく予定です。また、申請地に隣接する水路に土管を設置してその上に盛土をされている状況ですので、水路の占有について所管部署に追認で申請手続きが行われているところです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連する議案第 53 号 事業計画変更承認申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

#### 受付番号 1 委員

新たに駐車場に一時転用される土地については、排水路に向かって傾斜がついており、雨水の流れについては問題ないと思います。また、水路に砂利が流出しないよう事業地と水路の間隔を空けて使用されるよう伝えていきます。既に駐車場として使用されている部分を含めて、すぐに現状復帰ができるよう盛土前に全面にシートが敷かれており、計画のとおり事業が進められていると思われま。そのため、事業計画変更申請に係る期間延長についても問題はないと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。

#### 受付番号 2 委員

申請地は長年、車両置場として利用されているとのこと。申請地以外にも、既に耕作以外の目的で利用されている農地があるため転用申請をされるよう事務局から申請者に伝えてもらっています。今回の申請地については、水路を挟んで農地がありますが営農に影響はなく問題ないと思います。

委員 水路の占有について市に申請中とのことですが、申請者に対して現状復旧するよう市から指導されることはあるのでしょうか。

事務局 所管部署に対して、農業委員及び事務局から事前説明を行っておりますが、おそらく現状復旧の指導がなされることはないかと思われま

委員 補足ですが、土管の中は管理されており、水の流れは確保されてい

委員 水路の占有については、次回審議予定となっている同一借受人による転用許可申請の際に改めて状況を確認してはいかがでしょうか。

委員 承知しました。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**についてです。今回は、令和 3 年 11 月 15 日公告予定です。今回が 10 回目の利用集積計画となっております。利用権設定の新規設定の 10 年の田が 2,125 m<sup>2</sup>、再設定の 5 年の畑が 2,118 m<sup>2</sup>、合計 4,243 m<sup>2</sup>です。第 1 回からの合計は 277,724 m<sup>2</sup>となっております。

1 件目

(貸し人) 荒尾市菰屋の個人

(借り人) 玉名郡長洲町梅田の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の畑、面積 2,118 m<sup>2</sup>

利用目的はナスで、期間は令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年間、借賃は 1 筆当り 10,000 円です。

2 件目

(貸し人) 荒尾市菰屋の個人

(借り人) 公益財団法人 熊本県農業公社

(利用権を設定する土地) 菰屋の田、面積 2,125 m<sup>2</sup>

利用目的は水稻で、期間は令和 4 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間、借賃は 10a 当り 13,000 円です。

**議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは当議案について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 30 号 農地改良届について 5 件

**事務局** 受付番号 1、2 の 2 筆は隣接する農地で、周辺の農地も農地改良届が提出されています。申請地は水路と隣接していますが、水路との境界には仕切りが設置されており、土砂流出への対策がなされています。農地に盛土を行った後、ニンニク及びじゃがいもを作付けする計画です。

受付番号 3 から 5 の 3 筆は隣接する農地で、土地が低いため土を入れて農地の嵩上げを行う計画とのことです。申請地は、接道より低いところにある荒れた農地で、届出後に既に農地への盛土が行われています。農地への盛土を行った後、ニンニク及びじゃがいもを作付けする計画です。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

**委員** 現地を確認しましたが、5 筆とも表土を削り、盛土の後に表土を被せるこ

とで耕作できるようにするとのことでした。受付番号 3 から 5 については、所有者に話を聞きましたが、本来は田として利用されていたところ水が引けなくなったため耕作できずにいたとのこと、改良の後は畑として利用とのことです。隣接農地の営農に影響が出ないように注意して改良を進めるとのことです。問題ないと思います。

**議長** ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

— ( 「なし」 の声あり ) —

(事務局説明)

報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 審議  
の中での報告分以外の 3 件

報告第 32 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 2 件

**議長** ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

— ( 「なし」 の声あり ) —

**議長** それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農地パトロールの実施状況報告と非農地化に係る現地確認スケジュールについて
- 遊休農地の利用意向調査について
- 農業委員会委員視察研修について
- 農地利用最適化推進大会について
- 農地意向カードについて
- 農業労働力確保支援事業について

**議長** ありがとうございます。他に何かございませんか。

— ( 「なし」 の声あり ) —



**議長** それでは、これをもちまして令和3年第11回総会を終了します。